

第4章 障がい者（児）福祉

1. 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害者福祉法第15条）

身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた者を身体障がい者として定義しており、法に基づく各種福祉施策を利用するには身体障害者手帳の交付を受けることが前提となります。

(2) 療育手帳の交付（昭和48年9月27日、厚生省発児第156号「療育手帳制度について」）

知的障がい者（児）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの者に対する各種支援サービスを受けやすくするため、本人又は保護者の申請により、知的障がい者（児）に対し療育手帳を交付します。手帳は知的障がい者（児）の程度に応じて4つに区分されています。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）

知的障がいを除く精神障がい者は、政令に定める症状にあると認められた場合、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳の等級には1～3級の3段階がありますが、国民年金法による障がい者の等級とは異なっているため、精神障害者保健福祉手帳の所持が必ずしも障害年金の受給に繋がるものではありません。

*上記障害者手帳に基づき受けられる福祉サービスや利用できる制度は、障がいの種類や等級等によって異なります。

①障害者手帳交付状況（障がい別）

（各年度末 単位：人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
1	身体障がい者	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	身体障害者手帳交付者
2	知的障がい者	918	966	1,014	1,043	1,080	療育手帳交付者
3	精神障がい者	1,722	1,804	1,824	1,931	2,034	精神障害者保健福祉手帳交付者
合 計		6,121	6,208	6,229	6,330	6,471	

②障害者手帳交付状況（年齢別）

（各年度末 単位：人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
身 体	18歳未満	85	81	81	76	73	身体障害者手帳交付者
	18歳以上	3,396	3,357	3,310	3,280	3,284	
	合 計	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	
知 的	18歳未満	281	290	315	320	324	療育手帳交付者
	18歳以上	637	676	699	723	756	
	合 計	918	966	1,014	1,043	1,080	
精 神	18歳未満	63	69	63	83	96	精神障害者保健福祉手帳交付者
	18歳以上	1,659	1,735	1,761	1,848	1,938	
	合 計	1,722	1,804	1,824	1,931	2,034	

③障害者手帳交付状況（障がい程度別）

（各年度末 単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備 考
身体障がい者	１級	1,224	1,214	1,210	1,212	1,195	身体障害者手帳 交付者
	２級	528	517	496	493	502	
	３級	656	642	623	609	601	
	４級	761	746	741	712	718	
	５・６級	312	319	321	330	341	
	合計	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	
知的障がい者	A１（最重度）	80	85	95	98	103	療育手帳 交付者
	A２（重度）	213	228	220	219	222	
	B１（中度）	243	254	273	289	302	
	B２（軽度）	382	399	426	437	453	
	合計	918	966	1,014	1,043	1,080	
精神障がい者	１級	439	471	459	451	373	精神障害者 保健福祉手帳 交付者
	２級	965	983	1,006	1,086	1,167	
	３級	318	350	359	394	494	
	合計	1,722	1,804	1,824	1,931	2,034	

④障害者手帳交付状況（障がい種別）

（各年度末 単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備 考
身体障がい者	視覚障がい	145	145	139	140	142	身体障害者手帳 交付者
	聴覚障がい	363	362	370	362	380	
	音声・言語	35	34	33	33	33	
	内部疾患	1,619	1,604	1,566	1,534	1,514	
	肢体不自由	1,319	1,293	1,283	1,287	1,288	
	合計	3,481	3,438	3,391	3,356	3,357	

2. 自立支援給付

(1) 介護給付

障害者総合支援法第6条 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院時の介護等を行います。
- ② 重度訪問介護
重度の肢体不自由者又は、重度の知的障がい者もしくは精神障がい者であって常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
- ③ 行動援護
知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時における移動中の介護等を行います。
- ④ 同行援護 ＊平成23年10月より制度開始
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の支援等の外出支援を行います。
- ⑤ 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑥ 生活介護
常に介護を必要とする方に、昼間施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ⑦ 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）
施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑧ 療養介護
医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
- ⑨ 療養介護医療
療養介護のうち、医療に係る部分が療養介護医療として提供されます。
- ⑩ 特定障害者特別給付費（補足給付）
入所施設等における食事の提供や居住に要した費用にかかる低所得者に対する給付。
- ⑪ 特例特定障害者特別給付費
低所得者に対するサービスで、申請をした日から支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により施設入所支援等特定の障害福祉サービスを受けたときに支給されます。
- ⑫ 高額障害福祉サービス費
障害福祉サービスを利用して自己負担額が著しく高額である場合給付されます。平成24年度より補装具費についても対象となりました。

介護給付費の状況

- ・訪問系サービス（①～④）＝国庫負担基準額を上限として国庫負担金・県負担金が算出される。
- ・その他（⑤～⑬）＝給付額に国・県・市それぞれの負担割合を乗じた額が各負担金額となる。

（単位：円・人）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
①居宅介護	210,622,253	2,684	222,234,342	2,881	234,173,313	2,972	252,692,367	3,163	287,595,150	3,404
②重度訪問介護	356,602,568	507	357,806,134	499	395,817,547	507	502,229,197	680	539,358,614	673
③行動援護	353,260	12	518,816	19	2,022,528	45	3,654,470	59	4,654,739	65
④同行援護	20,391,753	359	28,023,087	379	26,496,746	398	26,933,801	408	27,768,605	409
訪問系サービス小計	587,969,834	3,562	608,582,379	3,778	658,510,134	3,922	785,509,835	4,310	859,377,108	4,551
⑤短期入所	25,524,132	493	41,079,221	764	60,035,513	1,113	81,692,290	1,411	88,749,852	1,525
⑥生活介護	513,723,490	2,718	550,600,909	2,967	595,581,572	3,101	622,511,002	3,144	619,461,876	3,109
⑦施設入所支援	138,105,784	1,025	133,410,456	978	136,684,084	961	144,782,728	960	150,612,861	935
旧法施設入所支援	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
⑧療養介護	74,318,500	266	67,696,440	240	64,062,730	221	71,007,682	250	75,000,818	261
⑨療養介護医療	20,890,428	287	19,714,331	268	18,595,113	279	19,178,601	273	19,136,771	261
⑩特定障害者特別給付費	26,240,155	2,588	26,815,564	2,731	28,493,893	2,927	31,306,631	3,060	31,226,752	3,130
⑪特例特定障害者特別給付費	0	0	0	0	0	0	246,380	2	0	0
⑫高額障害福祉サービス費	0	0	567,963	3	726,093	5	685,926	64	530,053	105
⑬やむを得ない措置	6,508,990	36	6,301,320	36	15,897,040	69	16,554,280	83	18,577,080	98
＊特別対策費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他サービス小計	795,618,417	6,973	846,186,204	7,987	919,922,038	8,676	987,965,520	9,247	1,003,296,063	9,424
合 計	1,378,682,323	10,264	1,454,768,583	11,765	1,578,432,172	12,598	1,773,475,355	13,557	1,862,673,171	13,975

＊特別対策費

旧体系施設及び新体系事業における事業運営の安定化のために、従前の報酬額の90%を補償するもの。

(2) 訓練等給付 障害者総合支援法第6条 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 宿泊型自立訓練

知的障がいや精神障がいの方に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言を行います。

③ 自立生活援助（平成30年度新設）

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労定着支援（平成30年度新設）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑦ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

（各年度末 単位：円・人）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
サービス種別	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数	公費負担額	延利用者数	実利用者数
①自立訓練	73,862,280	442	33	58,205,226	329	26	47,682,330	291	28	49,352,607	286	30	48,034,743	249	46
②宿泊型自立訓練	5,045,982	36	3	6,749,690	48	5	11,898,247	78	7	11,947,622	64	6	5,692,650	34	8
③自立生活援助	0	0	0	65,240	3	1	180,720	9	1	0	0	0	16,720	1	1
④就労移行支援	73,792,208	465	37	72,039,242	435	39	52,416,397	348	35	49,999,500	326	33	49,390,054	309	48
⑤就労継続支援	729,755,501	5,740	478	786,407,649	6,061	615	863,530,160	6,630	659	949,860,171	6,870	661	1,087,873,384	7,397	743
（うち継続支援A型）	236,723,480	1,596	129	252,513,350	1,679	171	266,578,735	1,782	183	250,075,359	1,543	140	260,932,714	1,422	162
（うち継続支援B型）	493,032,021	4,144	349	533,894,299	4,382	444	596,951,425	4,848	476	699,784,812	5,327	521	826,940,670	5,975	581
⑥就労定着支援	4,570,658	148	20	5,886,077	181	30	8,313,287	294	33	8,706,873	290	32	6,067,074	195	23
⑦共同生活援助	243,604,462	1,563	144	294,495,673	1,753	167	341,850,509	1,966	191	352,315,346	2,100	197	368,705,613	2,195	212
合 計	1,130,631,091	8,394	715	1,223,848,797	8,810	883	1,325,871,650	9,616	954	1,422,182,119	9,936	959	1,565,780,238	10,380	1,081

* 市内・市外を含めた負担額、延利用者数、実利用者数を計上

(3) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際には「サービス等利用計画」と呼ばれる本人の障害の状況や周囲の環境等を勘案したプランを作成します。（平成24年度より全ての利用者にこのサービス等利用計画を導入することが定められました。）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
計画相談支援給付費	56,196,307	3,609	55,539,470	3,531	58,881,540	3,588	68,776,772	3,888	70,064,632	3,891

(4) 地域相談支援給付

① 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

② 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
地域移行支援給付費	532,750	19	738,990	22	215,720	6	286,860	8	0	0
地域定着支援給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（５）障がい児に対するサービス

障害児施設・事業体系においてこれまで障害種別で分かれていた障害児施設が、通所支援は「障害児通所支援」へ、入所支援は「障害児入所支援」へとそれぞれが一元化されています。また、「障害児通所支援」の実施主体は市町村へ移行し、障害者総合支援法の居宅サービスと一体的に通所支援を受けられるようになっています（「障害児入所支援」については、都道府県が実施主体。）

◇障害児通所支援 児童福祉法第21条の5の2 財源（国負担：1/2 県負担：1/4 市負担：1/4）

① 児童発達支援

未就学の障がい児を児童発達支援センター等に通わせて、「療育」と呼ばれる日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供するサービス（一時的な預かりのサービスとは異なる）。

② 放課後等デイサービス

学校教育法第1条（幼稚園・大学を除く）に就学している障がい児に対して、授業の終了後および休業日に療育を提供するサービス。

③ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、特定の医療機関等において児童発達支援および治療を行います。法改正により令和6年4月より医療型児童発達支援は廃止され、児童発達支援に一元化し令和9年3月31日までは経過措置として設定されています。

④ 肢体不自由児通所医療費

医療型児童発達支援において提供される医療部分のサービス。

◇障害児通所支援以外のサービス

⑤ 高額障害児通所給付費

障害児通所支援を利用して自己負担額が著しく高額である場合給付されます。

⑥ 障害児相談支援給付費 ＊平成24年度より全ての利用者へ導入

障害児通所支援を利用する際に障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、連携調整等を行い、障がいの状況や環境等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成します。

⑦ 保育所等訪問支援費

療育の専門職が保育所や幼稚園等に訪問し個々の発達特性に配慮し必要な助言を行うとともに、個別の支援計画を作成し集団生活への適応を促します。

⑧ 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度新設）

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス。

（単位：円・人）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
サービス種別	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
①児童発達支援	257,106,444	2,365	307,986,554	2,555	374,677,916	2,769	439,305,961	3,351	461,701,724	3,327
②放課後等デイサービス	936,884,361	8,848	1,066,220,173	9,327	1,134,908,085	9,802	1,276,672,071	10,095	1,429,629,106	10,770
③医療型児童発達支援	4,642,513	54	4,240,224	72	2,048,200	24	1,664,280	13	899,390	12
④肢体不自由児通所医療費	929,570	55	863,591	72	242,864	28	103,619	13	62,563	12
⑤高額障害児通所給付費	387,338	19	169,800	16	45,075	20	362,202	22	441,445	98
⑥障害児相談支援給付費	32,189,240	2,162	40,968,480	2,436	53,704,050	2,584	55,423,280	2,735	43,566,100	2,431
⑦保育所等訪問支援費	3,508,799	134	7,527,771	237	13,404,839	366	27,530,752	776	39,041,239	997
⑧居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,235,648,265	13,637	1,427,976,593	14,715	1,579,338,146	15,579	1,801,062,165	17,005	1,975,341,567	17,647

(6) 自立支援医療（障害者総合支援法第58条） 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

① 更生医療給付事業

更生医療は、身体障がいをもたらしている一定の症状（放置すればその身体障がいの状態が永続する場合）に対し、医学的処置を行うことによって日常生活活動を回復又は向上する可能性の認められる場合に適用される特別の医療で、県医療指定機関のみで受けられます。

なお、これに要する費用は障がい者世帯の所得に応じて、月当たりの自己負担額に上限が設定されています。

満18歳以上が対象で具体的には次のような医療に適用されます。（18歳未満は育成医療）

- (ア) 視覚障害・・・網膜剥離手術、角膜移植術、水晶体摘出術等
- (イ) 聴覚障害・・・外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳埋込術等
- (ウ) 言語障害・・・歯科矯正治療、口唇形成術、人口喉頭等
- (エ) 肢体不自由・・・関節形成術、人工関節置換術等
- (オ) 内部障害・・・ペースメーカー埋込み術、人工透析療法、中心静脈栄養法、免疫調整療法等

更生医療の状況

(単位：件・円)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数
件数	心臓機能障害	64	58	76	81	72	61	68	66	85	81
	じん臓機能障害	443	5,179	473	5,455	465	5,668	463	5,487	447	5,157
	一般分	87	386	83	383	100	459	118	485	103	496
	合 計	594	5,623	632	5,919	637	6,188	649	6,038	635	5,734
公費負担額合計		222,794,170		244,312,710		259,160,483		261,005,865		249,181,966	

② 育成医療給付事業

平成25年4月より育成医療の支給認定業務は、都道府県から市町村へ権限移譲されました。

育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

育成医療の状況

(単位：件・円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付決定件数	92	51	61	55	47
公費負担額合計	3,697,472	2,481,788	2,180,787	2,407,418	1,876,563

③ 精神通院医療

精神障がい者の経済的負担を軽減するための通院医療費公費負担（県）について、申請を受け付け、県に送付します。給付については県が取り扱います。

対象者は統合失調症、うつ病、精神作用物質による依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人で、通院による医療を継続的に要する病状にある方がその治療を指定医療機関で受ける場合、医療保険の自己負担分の一部が給付（助成）されます。原則一割自己負担で所得に応じた月額自己負担上限額を設定しますが、沖縄県は、復帰特別措置により窓口での自己負担がありません。

精神通院医療の状況

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	3,585	3,642	3,734	3,799	4,520

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する方について、更新申請がなくとも有効期間を1年間延長をする自動更新を一部行っています。

(7) 補装具(障害者総合支援法第76条) 財源(国負担金:1/2、県負担:1/4、市負担:1/4)

① 身体障がい者(児)の補装具の交付及び修理

補装具は、身体障がい者の失われた部位や機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる用具で、次のようなものがあります。

なお、これに要する費用は障がい者世帯の所得に応じて、その費用の一部又は全額を公費で負担します。

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、身体障害者手帳を所有していない難病患者等についても補装具の支給対象となりました。

●補装具の交付及び修理状況

(単位:件)

種 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 肢	義手	2	0	0	0	3	1	0	0	2	0
	義足	1	9	2	16	6	9	0	10	5	10
装 具	下肢	41	13	32	18	25	26	34	15	44	11
	靴型	6	4	10	0	12	0	10	2	11	0
	体幹	6	0	4	1	1	0	3	0	3	0
	上肢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
座位保持装置	車いす	5	7	8	6	5	4	13	5	8	3
	電動車いす	2	0	0	1	0	2	1	0	3	3
	その他	2	2	4	3	4	1	6	1	5	0
義 眼	特殊義眼	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	コンタクト義眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ		6	0	1	0	2	0	3	0	3	0
歩行補助つえ		6	0	5	0	3	0	2	0	7	0
歩行器		1	0	5	0	0	0	1	2	1	0
眼 鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	4	0	2	0	2	0
	遮光眼鏡	1	0	1	0	1	0	5	0	1	0
	弱視眼鏡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	高度難聴用耳掛型	34	21	26	14	34	23	21	21	32	25
	重度難聴用ポケット型	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	重度難聴用耳掛型	20	10	17	21	13	14	22	16	17	24
	耳あな型(レディメイド)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	耳あな型(オーダーメイド)	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0
	その他	2	7	2	7	0	13	1	7	0	13
車いす	普通	5	18	3	23	1	29	2	31	8	23
	リクライニング普通	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1
	手押し型	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	リクライニング手押し型	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	リクライニングテイルト普通型	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	片手駆動型	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	リクライニングテイルト手押し型	2	4	0	3	1	2	1	4	1	2
	テイルト式手押し型	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
電動車いす	その他	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1
	普通4.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	普通6.0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0
	手動兼リフト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクライニング普通	0	1	0	4	0	4	0	3	0	2
	電動リクライニング普通型	2	0	0	1	0	2	0	1	0	1
	電動リフト式手押し型	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	電動リクライニングテイルト普通型	0	3	0	3	1	2	0	5	1	0
その他	その他	2	10	2	12	0	12	1	16	2	16
	その他	2	0	1	0	1	0	3	0	-	-
起立保持具		2	0	2	0	0	0	0	0	1	0
頭部保持具		0	0	1	0	1	0	3	0	-	-
排便補助具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置		1	1	0	1	0	0	1	0	0	0
合計件数		157	112	128	141	121	149	139	140	157	138
		269		269		270		279		295	
公費負担額合計(円)		24,998,161		27,404,613		30,136,903		32,547,965		37,164,294	

3. 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条 財源（国補助：1/2、県補助：1/4、市負担：1/4）

障がい者等がその有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、平成18年10月1日から市町村事業として創設されました。

（1）相談支援事業

障がいのある方、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために援助を行います。令和5年度より集計方法の見直しを実施したため数値の変動が生じています。

相談件数

（単位：件）

実施事業所	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他
障がい福祉課	545	1,529	158	1,157	774	1,792	143	661	327	788	79	243	194	622	54	152	204	621	86	147
	3,389				3,370				1,437				1,022				1,058			
自立生活センター・イルカ	9	325	51	524	13	224	88	495	67	330	82	339	123	273	42	180	126	263	51	174
	909				820				818				618				614			
ケアステーションpont	15	154	51	865	25	231	82	769	91	245	58	337	73	95	26	160	62	104	35	116
	1,085				1,107				731				354				317			
相談支援事業所はびわん	207	681	104	212	123	615	149	212												
	1,204				1,099															
相談支援事業所TAPiC													92	190	54	55	149	207	47	78
													391				481			
合計	776	2,689	364	2,758	935	2,862	462	2,137	485	1,363	219	919	482	1,180	176	547	541	1,195	219	515
	6,587				6,396				2,986				2,385				2,470			

（2）意思疎通支援事業

- ① 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳等の派遣を行います。

（単位：件・人）

派遣実施者	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)	派遣延件数	派遣者数 (延人数)
沖縄県聴覚障害者情報センター	28	50	27	41	31	39	20	24	17	17
市設置手話通訳者	1,380	1,380	1,409	1,410	1,586	1,600	1,295	1,297	1,477	1,477
うち庁舎外	50	51	73	74	204	218	124	126	144	144
うち庁舎内	1,329	1,329	1,336	1,336	1,382	1,382	1,171	1,171	1,333	1,333
登録手話通訳派遣	363	369	290	309	430	448	443	462	533	558
要約筆記派遣 H26より沖縄県聴覚障害者 情報センターに委託	7	8	5	5	3	3	3	4	3	3
合計	1,778	1,807	1,731	1,765	2,050	2,090	1,761	1,787	2,030	2,055

※市設置手話通訳者の派遣延件数について、令和3年度及び令和4年度は集計方法（メール依頼受付分）が異なります。

② 入院時コミュニケーション支援事業（平成28年度開始）

意思の疎通が困難な障がい者が医療機関に入院したときに、本人との意思疎通を十分に行うことのできる支援員を派遣し、円滑な医療行為等を受けることができるよう支援します。

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣延件数	0	0	0	0	0

（3）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。（単位：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延人数	1,369	1,426	1,441	1,546	1,518
公費負担額	33,061,537	35,316,283	40,188,196	40,824,354	44,553,705

（4）日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図ります。

（単位：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延人数	187	202	185	167	189
公費負担額	1,658,006	1,415,232	1,221,268	887,354	1,246,604

(5) 日常生活用具の給付

①日常生活用具給付状況（者・児）

重度の心身障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするため特殊ベッド、手すり、入浴補助用具等の給付又は貸与を行う事業です。大別して6種の用具に分けられていますが、いずれの種目も障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので実用性があり、自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものと定義付けられています。

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されたことにより、身体障害者手帳を所持していない難病患者等も日常生活用具の支給対象となりました。

●日常生活用具給付状況 (単位:件・円) ※[]は実人数

種 目		令和3年度 件 数	令和4年度 件 数	令和5年度 件 数	令和6年度 件 数	令和7年度 件 数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	5	2	2	1	2
	特殊マット	2	3	3	3	3
	入浴担架	0	0	0	0	1
	体位変換器	1	0	1	1	1
	訓練いす(児のみ)	0	1	0	0	0
	訓練用ベット(児のみ)	1	0	0	2	2
	移動用リフト	0	1	2	1	0
	小 計	9	7	8	8	9
自立生活 支援用具	入浴補助用具	7	3	6	7	3
	便器	0	0	0	0	0
	T字状・棒状のつえ	1	0	0	2	1
	歩行支援用具	0	0	0	0	0
	頭部保護帽	5	9	1	2	4
	特殊便器	2	0	2	0	1
	火災警報器	0	0	0	0	0
	自動消火器	0	0	0	0	0
	電磁調理器	1	0	0	0	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	1	3	6	0	0
	移動・移乗支援用具	3	3	5	3	1
	小 計	20	18	20	14	10
在宅療養等 支援用具	ネブライザー(吸引器)	3	3	2	1	1
	電気式たん吸引器	5	19	9	8	11
	足踏式・手動式たん吸引器	—	—	—	2	3
	パルスオキシメーター	2	2	0	0	0
	透析液加温器	2	1	2	1	2
	視覚障害者用体温計(音声式)	1	1	0	2	0
	視覚障害者用体重計	2	2	2	0	0
	視覚障害者用血圧計	2	0	0	0	1
	小 計	17	28	15	14	18
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	0	0	0	0
	情報・通信支援用具	0	3	1	0	1
	点字器	1	0	0	0	0
	点字タイプライター	1	0	0	0	0
	点字図書	0	0	0	0	0
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	2	4	1	0	0
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0	0	0	0
	視覚障害者用読書器	2	1	4	2	3
	視覚障害者用時計	0	3	0	1	1
	聴覚障害者用通信装置	2	1	2	1	0
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
	人工喉頭	14	7	2	0	2
	地デジ対応ラジオ	0	0	0	1	0
	小 計	22	19	10	5	7
排泄管理 支援用具	ストマ装具	889	805	1001	831[83]	916[92]
	紙おむつ等	646	611	610	739[71]	780[73]
	収尿器	7	6	4	4	4[2]
	洗腸用具	5	6	13	42[4]	36[3]
	小 計	1547	1428	1628	1616	1736
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	2	1	0	1	2
	小 計	2	1	0	1	2
合 計		1,617	1,501	1,681	1,658	1,782
公 費 負 担 合 計		19,302,537	18,105,453	20,183,958	20,722,980	22,788,662

(6) 障害者社会参加促進等事業（宜野湾市社会福祉協議会に委託して実施）

障がい者が地域社会の一員として社会に参加し安心して地域生活が送れるよう、点字・声の広報発行事業、奉仕員養成事業、重度身体障害者移動支援事業、地域生活アシスタント事業、自動車運転免許取得・改造費助成事業等を実施します。

① 点字・声の広報発行事業

(単位：人)

サービス 種別	対象者（人）					事業内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
点訳 サービス	6	5	5	4	4	市報、市議会だより、社協便り、ボランティア便り、身障協総会資料、専門書等の点訳・発送
朗読 サービス	3	4	3	3	3	市報、社協便り、ボランティア便り等の音訳・発送

② 奉仕員養成事業

(単位：人)

講座名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
手話奉仕員 養成講座 (入門課程70 時間)	23	8	—	—	23	13	—	—	30	20
手話奉仕員 養成講座 (基礎課程 Ⅰ・Ⅱ)	—	—	10	10	—	—	10	9	—	—
手話奉仕員 養成講座(ス キルアップ講座)	—	—	10	10	—	—	9	9	—	—
点字講習会	9	9	—	—	6	4	—	—	10	8
音訳ボランティア 養成講座	—	—	13	10	—	—	23	17	—	—

③ 重度身体障害者移動支援事業

事業内容	延べ利用件数				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
リフト付き 車両貸し出し	99	79	72	69	84

⑤ 地域アシスタント事業

(単位：人)

事業内容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
ふれあいサポーター養成講座	13	9	18	10	18	12	15	10	10	6

⑥ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

(単位：人)

事業内容	決定者数（助成者数）				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自動車運転免許取得事業	4（3）	4（3）	3（0）	7（4）	9（8）
自動車改造費助成事業	3（3）	2（2）	2（2）	4（4）	0（0）

(7) 地域活動支援センター

障がい者等が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進等の提供を行う場として、平成27年8月3日に「宜野湾市障害者地域活動支援センターⅠ型 はぴわん」が開所。令和5年度からは「宜野湾市地域活動支援センターTAPIC」が事業を実施しています。

(各年度末)

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(延べ人数)	2,645人	2,764人	2,488人	3,461人	3820人
障害者相談支援	385回	432回	350回	797回	552回
社会基盤との連携強化	50回	106回	159回	167回	143回
ボランティア育成	158回	153回	39回	39回	62回
地域啓発普及活動	78回	103回	113回	203回	172回
医療・福祉との連携強化	24回	27回	45回	13回	21回

(1) 特別障害者手当等給付事業

特別児童扶養手当等の支給に関する法律 財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

特別障害者手当は、昭和61年の障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の支給額、支給要件等を改善し、重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として支給されるものです。

①特別障害者手当（法第26条の2）

身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に対して手当を支給※1します。ただし、社会福祉施設等に入所しているとき又は病院に3ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。

②障害児福祉手当（法第17条）

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい児（20歳未満）に対して手当を支給※1します。ただし、障がいを給付事由とする年金の給付を受けることができるとき、又は児童福祉施設等に入所しているときは支給されません。

③福祉手当（経過措置分）

昭和61年4月末現在、福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に対する経過措置として支給されています。

※1 上記手当の支給とは、「特別障害者手当等支給事務の手引」に基づいて審査認定後、該当者に対して行う。

（各年度末：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別障害者手当	135	140	164	183	183
給付額	46,932,600	44,730,900	50,370,140	61,035,154	64,439,580
障害児福祉手当	109	114	104	104	110
給付額	20,370,720	19,727,250	19,824,510	19,907,460	20,892,200
福祉手当	0	0	0	0	0
給付額	0	0	0	0	0
合計受給者数	244	254	268	287	293
合計給付額	67,303,320	64,458,150	70,194,650	80,942,614	85,331,780

各種手当単価表（月額）

	令和3年4月改正	令和4年4月改正	令和5年4月改正	令和6年4月改正	令和7年4月改正
特別障害者手当	27,350	27,300	27,980	28,840	29,590
障害児福祉手当	14,880	14,850	15,220	15,690	16,100
福祉手当	14,880	14,850	15,220	15,690	16,100

5. 福祉関連団体への支援

障がい者が住み慣れた地域で社会の一員としての社会参加を実現するために、関係団体の支援及び支援センター等の地域生活支援を行います。

(1) 障がい福祉関係団体の支援

宜野湾市内の社会福祉活動又は更生活動を目的とする団体に補助金を交付することで、宜野湾市の障がい者福祉行政の推進を図るとともに県内関係団体について、市負担金を交付して沖縄県の障がい者福祉の向上を図ります。

(単位：円)

団体負担金・補助金		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金 (沖縄県身体障害者福祉協会)	72,900	72,900	72,900	72,900	72,900
2	沖縄県視覚障害者福祉協会負担金	—	—	—	—	—
3	沖縄県肢体不自由児協会負担金	—	—	—	—	—
4	沖縄県手をつなぐ育成会補助金	83,000	83,000	87,000	87,000	87,000
5	沖縄県精神保健福祉協会負担金	41,580	41,580	43,257	43,257	43,258
6	中部地区精神療養者家族会負担金	36,800	36,800	—	—	—
7	宜野湾市身体障がい者福祉協会育成補助金	532,800	532,800	772,800	772,800	772,800
8	沖縄県身体障がい者スポーツ大会補助金 (宜野湾市身体障がい者福祉協会)	146,960	325,564	402,124	403,200	390,104
9	宜野湾市手をつなぐ親の会育成補助金	491,520	491,520	491,520	491,520	491,520

※8について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により大会中止。

令和7年度は台風接近により陸上競技中止。

(2) 地域活動支援センターへの支援

宜野湾市障害者地域活動支援センター補助金交付要綱 障害者総合支援法第77条
財源（機能強化分 国補助：1/2 県補助：1/4 市負担：1/4）

障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるように、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、障がい者の社会参加を促進するために社会と交流を図ることを目的とする、市内の地域活動支援センター(Ⅲ型) に対して補助金を交付します。

(単位：千円)

事業所名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	宜野湾市ひまわり共同作業所	9,506	9,506	9,506	9,506	9,506

6. その他

(1) 重度心身障害者（児）医療費助成給付事業

宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例 財源（県補助：1/2、市負担：1/2）

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級、2級及び療育手帳A1、A2該当者）の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分を補助する制度です。

●重度心身障害者（児）医療費助成給付状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延受給者(人)	11,732	11,815	12,155	12,294	12,102
総医療費(円)	149,942,853	150,306,294	154,487,436	157,385,727	161,935,371

(2) 重度身体障害者住宅改造費助成事業

宜野湾市重度身体障害者住宅改造費助成事業実施要綱（市単独事業）

重度身体障がい者の日常生活を容易にし、在宅での生活を支援するため、居室、浴室、台所等の住宅改造に必要な経費を助成する制度です。対象者は身体障害者手帳1級、2級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）又は視力障害を有する者です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整備件数	1	1	0	2	0
支給額(円)	270,000	450,000	0	645,000	0

(3) 身体障害者福祉電話設置事業

宜野湾市福祉電話設置事業運営要綱（市単独事業）

外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保として福祉電話を設置します。対象は低所得世帯に限られます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新設台数（台）	0	0	0	0	0
新設置費用（円）	0	0	0	0	0
年度末設置数（台）	5	5	5	5	5
電話料給付額（円）	126,387	126,053	126,352	126,076	126,392
給付額合計（円）	126,387	126,053	126,352	126,076	126,392

(4) ちゅらパーキング利用証制度（令和4年度開始）

公共施設や病院、商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正に利用いただくために、障がいのある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。

利用証は、車いす使用者(赤)、その他の障害者・難病・高齢者など(緑)、妊産婦・一時的なケガ人など(オレンジ)の3種類あります。

新規交付件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
赤	—	49	17	14	23
緑	—	147	72	60	98
オレンジ	—	20	44	43	93
合計	—	216	133	117	214

*申請窓口：障害者・難病・一時的なケガ人など(障がい福祉課)、高齢者(介護長寿課)、妊産婦(健康増進課)

(5) 障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
加入者数	8	8	8	9	9
年金受給者	4	4	4	4	3

(6) NHK受信料免除申請の認証

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯で、世帯全員が非課税の場合は、全額免除申請ができ、福祉事務所の認証を行います。
- ②障がい者本人が世帯主であり、身体障害者手帳所持者（視覚障害又は聴覚障害、1級・2級）、療育手帳所持者（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）は、半額免除申請ができ、福祉事務所の認証を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	70	85	81	86	103

(7) 有料道路料金割引申請の認証

- ①身体障がい者本人が、自己又は生計を一にしている者の所有する自動車を運転する場合
- ②介護者が第一種身体障害者及び第一種知的障害者を同乗させ、障がい者もしくは障がい者と生計を一にする者の所有する自動車を運転する場合に申請書に福祉事務所の認証をします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	322	295	382	350	359

(8) 生計同一証明書の発行（自動車税及び自動車取得税の減免申請用）

- ①身体障がい者の通院・通学・仕事等を目的とする身体障がい者等が取得、又は所有する自動車（当該身体障がい者等と生計を一にする者が取得、又は所有する自動車）を当該身体障がい者のために、当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転する場合に証明書を発行します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	53	48	64	59	57

(9) 緊急通報システム

市内に住所があるひとり暮らしの重度身体障がい者（65歳未満）で、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方が、緊急時に専用機器のボタンを押すと緊急通報受信センターに通報することができるシステムを貸与します。

※R7年度版より掲載

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	6	6	6	4	4

(10) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

宜野湾市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱 財源（県補助：1/2、市負担：1/2）

在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的としています。

●給付状況

種 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電気式たん吸引器	2	0	0	0	0
パルスオキシメーター	0	1	0	0	0
ネブライザー	2	0	0	1	0
特殊寝台	0	1	0	0	0
特殊マット	0	0	0	0	0
入浴補助用具	0	0	0	0	0
車いす（電動以外）	0	0	0	0	0
人工鼻	2	3	3	2	3
その他	1	1	3	2	2
合 計	7	6	6	5	5
公 費 負 担 合 計	411,213	712,034	351,340	287,320	321,150

(11) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく差別相談

（平成26年4月1日施行）

「障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会」の実現を目指し、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」が平成26年4月1日に施行されました。

障害を理由とする差別や虐待の禁止、障害のある人に対し必要かつ合理的な配慮を提供する義務等が定められています。障害のある人と障害のない人の間にあつれきが生じないように、本条例では罰則を設けず、市や県の相談員を交えた話し合いや、第三者的な立場の調整委員会による助言・あっせんに基づき、当事者間の自主的な解決を図ることとしています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	0件	0件	0件	0件	0件

(12) 宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（平成28年度開始）

宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

財源（県補助：1/2、市負担：1/2）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援することを目的として、補聴器購入費等の一部を助成する。（単位：件・円）

補聴器種目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
高度難聴用耳掛型	6	0	0	6	3	4	2	2	4	8
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
公費負担額合計	260,148		43,080		403,080		86,000		272,508	

(13) 併行通園事業（令和6年度開始）

宜野湾市併行通園事業実施要綱

財源（国補助：1/2、県補助：1/4、市負担：1/4）

障害児通所支援事業所に通所する（過去に通所していた場合を含む。）医療的ケアを必要とする児童等が保育所等に通園する際に、児童が通所している事業所の職員が保育所等へ訪問し、保育所等の職員に対し当該医療的ケアを必要とする児童等に関する助言等を行うことで環境調整の支援を行う。

（単位：人・件・円）

	令和6年度	令和7年度
実利用人数	0	2
延利用件数	0	10
公費負担額合計	0	102,370

※令和6年12月から事業を開始したため、令和6年度は利用実績なし。

7. 障がい者（児）福祉の現状と今後の展望

平成25年4月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正されました。障害者総合支援法では新たに基本理念の規定、障害福祉サービスの対象者に難病患者等も含め、また区分の見直しを行う等、新たな障害者福祉施策が講じられることになりました。

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者に対する虐待の防止をはじめ早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、虐待養護者への支援も併せて行うこととされています。

また、平成28年4月1日には、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての人が分け隔てなく人格と個性を尊重し合いながら共存するために、「障害者差別解消法」が施行されましたが、令和6年4月1日より改正障害者差別解消法が施行されたことにより国の行政機関や地方公共団体のみならず民間事業者にも「障害を理由とする差別」を禁止することが定められました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国、地方公共団体等においては、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明示されました。支援施策の一環として、令和8年度より家族の介護負担の軽減を目的とした「宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業」を開始いたします。

本市におきましては、これまでの事業を評価・点検、市民アンケート調査等を実施した上で、障害者の日常生活や社会生活を支援する取組を総合的に示した

「第5次障がい者基本計画」（令和6年度～令和11年度）及び、各種サービス・相談支援・生活支援等の各年度利用見込みや提供量の確保策等を定めた「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、『チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち』づくりに取り組むこととしております。

(1) 自立支援給付について

介護給付については、自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う訪問系サービス及び施設において日常生活動作の訓練・指導、入浴・食事サービス等を行う通所系サービス、さらに障がい者の生活の場となる施設入所サービス等を実施し、障がい者や児童又はその家族が、サービスを受けることにより、日常生活の利便の向上及び介護負担の軽減が図られました。また児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達障がい児等を中心に利用が大幅に増加しており、その傾向は今後も続くと思われます。

訓練等給付については、一般企業への就労を希望する方に対し必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労が困難な方に対しては働く場の提供を行い、その利用者は大幅に増加しています。今後もより利用者のニーズにあった訓練等の提供により、障がい者の自立を促進します。

(2) 地域生活支援事業について

令和6年12月に障がい児通所支援事業所に通所する医療的ケアを必要とする児童等（以下、医療的ケア児等）が保育所等に通園する際に、当該障がい児通所支援事業所の職員が保育所等へ訪問し、保育所等の職員に対し当該医療的ケア児等に関する事前準備や環境調整、医療的ケアの手技、留意事項等の助言、情報共有の支援を行うことを目的に宜野湾市併行通園事業（医療的ケア児等総合支援事業）として新たに実施しました。

相談支援事業については、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制として、令和4年度に基幹相談支援センターを設置し、令和5年度より地域自立支援協議会や関係機関と連携し、引続き基幹相談支援センター機能の充実に向けて取り組んでいます。

(3) その他

地域自立支援協議会において、福祉計画の推進をはじめ地域の実情に応じた支援体制整備や障がい福祉関係団体、地域活動支援センターなど関係機関等と連携して障がい児・者の社会参加促進を図り福祉の向上に努めます。